

Press Release

平成22年12月13日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当·内線 室 長 平嶋 壮 州

室長補佐 大村良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について (地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等をとりまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年11月26日から平成22年12月2日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/12/13)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年11月26日~12月2日受付分

(単位:件)

1 7-70 = - 1 1 1 7 3 = 3		3 - 1 > 1 3	, ,			<u> </u>
組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	27	19	0	0	0	46
職業安定局	159	32	24	0	1	216
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等·児童家庭局	4	1	1	0	0	6
社会·援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	0	0	0	0	0
保険局	0	5	0	0	1	6
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	190	57	25	0	2	274

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	76
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	137
法令遵守違反に関するもの	4
その他	57

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
- ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む

手紙

FAX

部局(課室)名	労働基準局			
照 会 先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)			

メール

平成22年11月26日~12月2日受付分

来訪

国民の皆様の声	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計		
把握方法別件数	27 ^件	19 ^件	0 件	0 件	0 件	46 ^件		
<u> </u>								
	政策・制度立案への提言					13 _件		
国民の皆様の声の	制度の実施	21 _件						
内訳(大分類)	法令遵守違反に関するもの					0 件		
	その他					12 _件		

電話

(土む国民の毕槎の書)

(土は	:国民の皆様の声)	
項番	内 容	対応
1	労働基準法の罰則が軽すぎる。30万円程度の罰金では事業主は労働基準法を守らない。 もっと罰則を重くすれば法律が守られるのではないか。	分類 概 要 監督署では労働者の方からの申告 や把握した情報などに基づいて監督 指導を行い、労働基準法等の法違反 が認められた場合には、事業主に法 の趣旨等について御理解をいただきな がら、法違反を是正するよう指導して いること、また、重大悪質な事案に対し て司法処分を行うなど厳正に対応し、 遵法水準の維持、向上に努めていることなどを説明し、御理解を求めました。
2	時間外・休日労働に関する協定届について、外国人に制度、協定の方法、効力等を理解させたい。 外国語で記載したパンフレット等は作成していないのか。	お問い合わせの内容については、厚生労働省のホームページに英語版が 掲載されていることを御案内するととも に、内容について御説明いたしまし た。
3	労働者を解雇する場合、事業主には、解雇予告期間を設けることや解雇予告手当を支払うことが義務付けられ、従わない場合は罰則が設けられている。 その一方で、労働者が自らの都合でやめる際には、何ら規制も設けられていないが、労働者が急に辞める事となった場合には事業主が損害を被ることも多いので、それを防止するために労働者に何らかの責務を負わせ、罰則も設けるべきではないのか。	労働基準法で定める「解雇の予告」は、労働者が突然の解雇から被る生活の困窮を緩和するため使用者に義務付けているものであること、労働者の退職については民法において規定されていることなどを説明し、御理解を求めました。
4	事前の連絡もなく、突然、労働基準監督官が来て「臨検監督を実施する。」と言われても対応できない。	労働基準監督官の立入等の権限は 労働基準法に規定されていること、また、臨検監督は、事業場の実態を把握 する必要があることから、予告なしに 実施することになっていることなどを説 明し、御理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、 その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

<u>(主な</u>	国民の皆様の声)	
項番	内。容	対応
5	監督署の立入調査により、会社の労務管理が良〈なり、労働条件が改善された。 できれば、監督署が定期的に監督指導に来るようにしてもらいたい。	分類: 概 要 労働局や監督署では、申告、相談等を含む様々な情報を精査し、労働者の一般労働条件や安全・健康の確保・改善のため、管内の事業場に対して監督指導を行っているところであり、今後も引き続き適切な監督指導に努めていくことなどを御説明いたしました。
6	「管理者」、「監督者」とは、会社ではどの様な立場の者を言うのか。課長・主任は管理監督者なのか。	一般的には監督若しくは管理の立場にある者とは、部長・工場長など労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にあるもので、名称にとらわれず、実態に即して判断されるものであること、会社の規模などによっても異なることなどを説明し、御理解を求めました。
7	提案だが、ハローワークでも各種技能講習・安全衛生教育 等実施予定表を掲示してもらえれば、会社探しをする数か月 の間に受講できる講習が容易に分かり、時間を有効活用して 就職に有利な資格をあらかじめ修了できる。	各種技能講習や安全衛生教育等の 実施予定表について、県内の各八 ローワークに掲示して、求職相談等に 活用いただくことといたしました。
8	外国人労働者を使用する事業場に対して、労働災害を防止するため機械の操作の仕方について外国人労働者にも分かりやすいような説明・指導を行うよう、労働局から事業主に対して指導してほしい。	監督署では、現場の外国人労働者にも理解できるような労働災害防止に関する標識を、事業主に掲示させるなどの指導を行っていること、今後、労働局のホームページにおいても、その掲示内容についての資料を掲載することについて説明し、御理解をいただきました。
9	受給している遺族年金の額が下げられ不満である。	労災年金の支給額については、毎月 勤労統計調査の結果に基づ〈賃金水 準の変動に応じた年金スライド率により、10月支払期から労災年金支給額を 変更決定していることを説明し、御理 解をいただきました。
10	厚生労働省ホームページの労働保険適用事業場検索について、特別加入している会社も載せてほしい、また、一人親方の労災保険の特別加入も任意加入ではなく、強制加入とすべきである。	労働保険適用事業場検索では労災 保険の特別加入をしている会社も検索 できるようになっているので、再度確認 いただきたいこと、また、労災保険の 特別加入制度の趣旨などについて説 明し、御理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 改善策を検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、 その他、に分類。

部局(課室)名 職業安定局

中央職業安定監察官室
中央職業安定監察官

杉田 浩(内線5654)
(直通:03-3502-6768)

平成22年11月26日~12月2日受付分

国民の皆様の声	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
把握方法別件数	159 ^件	32 ^件	24 ^件	0 件	1 ^件	216 ^件

	政策・制度立案への提言	57 _件
国民の皆様の声の	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	113 _件
内訳(大分類)	法令遵守違反に関するもの	4 件
	その他	42 _件

(主な国民の皆様の声)

<u>(エ</u>	(国民の皆様の声)				
項番	内 容	対_ 応			
-X H	ra H	分類 概 要			
1	求人票には年齢不問と書いてあるにもかかわらず、現実的には年 齢制限があり、改善してほしい。	雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、本年10月には事業主向けパンフレットの改訂し、より一層の事業主への周知啓発に努めているところです。			
2	ハローワークに設置されている求人検索装置が更新されたことに より、求人検索時の操作方法が変更となったが、変更後の操作方 法がよくわからない。	新しい求人検索装置については、求人検索をより詳細に行えるよう機能を追加しているので、当分の間は操作方法をご案内するための職員を必要に応じて配置することとしております。わかりにくいことがございましたら、お近くの職員にお尋ねください。			
3	ハローワークの求人を増やして欲しい。	現在、ハロ・ワークでは、求人を確保するため、求人開拓推進員を配置し、企業訪問を実施しております。引き続き求人開拓のための努力をする旨ご説明し、ご理解いただきました。			
4	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月の給付制限がかかるが、この給付制限をなくしてほしい。	雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活 及び雇用の安定と就職促進のために、失 業された方や教育訓練を受けられる方等 に対して、失業等給付を支給するもので あり、自己都合による離職は、任意的な 離職であることから、給付制限を設けて いる旨ご説明し、ご理解いただきました。			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 政策・制度の改善等を検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する、 その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

<u>(土</u> 4	(国民の皆様の声)				
項番	内容	対応			
5	ハローワークの求人に応募したが、事業所から採否結果の通知書 が届〈のが遅い。求人票に記載された日までに連絡するよう指導 してほしい。	分類 概 要 採用・不採用の結果につきましては、早 急に求職者及びハローワーク双方に通 知するよう事業主を指導しております。な お、求人票に記載された期日を経過して も通知がない場合は、窓口にご相談いた だければ、事業主へ問い合わせる等対 応する旨ご説明しました。			
6	社会保険未加入と言うことで求人が受け付けられないのは納得がいかない。	厚生年金保険および健康保険は、所定の要件を満たした場合には法令により加入が義務づけられている事項です。また、求職者の関心も高く、重要な労働条件となっている旨ご説明し、ご理解いただきました。			
7	八ローワークの駐車場が混んでいる。改善して欲しい。	該当ハローワークの駐車場は、収容台数が限られており、近隣にも駐車スペースがなくご迷惑をおかけしています。ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解をいただきました。			
8	八ローワークの開庁時間を延長して欲しい。	開庁時間を延長しているハローワークと、 土曜日に開庁をしているハローワークを ご案内するとともに、インターネットにて、 終日求人検索等が可能な、「ハローワー クインターネットサービス」「しごと情報 ネット」等をご案内しました。			
9	子供を連れて、ハローワークに仕事を探しにいくので、子供がいて も相談ができるようにして欲しい。	最寄りのマザーズハローワーク、マザースサロン・マザースコーナーをご紹介することで、ご理解をいただきました。マザースハローワークや主要なハローワークに設置されているマザーズサロン・マザースコーナーでは、子供が遊べるスペース等を設けており、子供を連れて職業相談を受けることができます。			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 政策・制度の改善等を検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する、 その他、に分類。

部局(課室)名	雇用均等·児童家庭局		
照 会 先	雇用均等·児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山 理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762		

平成22年11月26日~12月2日受付分

国民の皆様の声	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
把握方法別件数	4 ^件	1 ^件	1 ^件	0 件	0 件	6 件

	政策・制度立案への提言	1 件	
国民の皆様の声の	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	3 件	
内訳(大分類)	法令遵守違反に関するもの	0 件	
	その他	2 件	

(主な国民の皆様の声)

(王な	(国民の皆様の声)				
項番	内 容	対 応			
77 H		分類 概 要			
1	中小企業子育て支援助成金について、平成18年4月以降は 育児休業取得後6ヶ月以上勤務しなかった者は支給対象労 働者から除外されたり、平成18年3月以前に育児休業取得 後、すぐ退職してしまっても、そのような休業者がいただけで 助成金がもらえないのは納得ができない。	助成金制度について説明し、ご理解 を求めました。			
2	中小企業子育て支援助成金で、いつまでの分が支払われるのか、明確になっていないのはおかしい。	平成23年度までの時限措置であること、現段階では予算案であることをご説明いたしました。			
3	ファミリーフレンドリー企業に対する表彰や、認定制度は、会社から提出されたデータや会社からの説明だけではなく、育児・介護に関する施策に対する社員の評価を実際に調査し考慮をした審査方法にし、内容によっては剥奪もありうるような制度にしてほしい。さらに、育児・介護休業法には企業への規制を事細かに明記すべきである。	貴重なご意見として承りました。			
4	セクハラ防止対策の不備に対して一律に指導書を出すのは 納得がいかない。ある程度の取組はしており、改善の意向を 示している事業所に対しては指導書発出を猶予すべきであ る。	指導書交付の趣旨を説明し、ご理解 いただきました。			
5	法に基づく報告徴収についての事業所に対する文書が、協力依頼の文面になっているにもかかわらず、過料についての記載があることで脅しのように感じる。	過料制度について予め了知していただくため、記載しているものであることを説明いたしました。			
6	各種助成金の窓口が21世紀職業財団、職業安定部、雇用 均等室とばらばらで不便。1箇所ですることはできないのか。	現状についてご説明し、貴重なご意 見として承りました。			
	けら、烟のふた「八粒、烟の丸粉字は 東字や制度を前明	ル美学を守佐汶3、守佐之守 ル美学を			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

1	部局(課室)名	保険局		
	照 会 先	総務課 課長補佐 尾崎 (内線3216)		

平成22年11月26日~12月2日受付分

国民の皆様の声	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
把握方法別件数	0 件	5 ^件	0 件	0 件	1 ^件	6 ^件

	政策・制度立案への提言	5 件
国民の皆様の声の	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0 件
内訳(大分類)	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	1 件

(主	itな国民の皆様の声)						
項額	内容		対 応				
1	【診療報酬の算定要件にかかる要望】 メンタルクリニックに通院しているが、通院・在宅精神療法として 330点取られている。医療機関では、30分までは330点との説明だったが、5~10分しか診察しておらず、時間いっぱい話を聞いて欲しい。また、算定するための診療時間が最低5分ということだが、5分では短い。30分で区切るのではなく、最低10分とし、以後10分刻みの加点方式にすべきである。	分類 ① ④					
2	「リハビリの日数制限について」 診療報酬の制度において、現在、疾患別リハビリテーションには日数制限が設けられており、制限日数を超えてリハビリを受けるためには、改善の見込みがあるかどうか医師の医学的な判断がいる等の様々な条件が設定されている。そのような中、症状固定とみなされた疾病に対するリハビリについては、病院からなかなか受け付けてもらえない現状がある。そもそも、障害や病状には個人差があるにもかかわらず一律に日数制限を設けること自体に違和感を感じるし、例え日数制限があったとしても、リハビリの継続については、医学的な判断等ではなく、回復に向けた患者本人の意欲が最も尊重されるような仕組みでなければおかしいのではないか。患者は、僅かであっても回復を目指しリハビリを行っているのであって、患者の「少しでも良くなりたい、回復に向けて努力したい」という気持ちをもっと大切にすべきである。今後の制度改正に当たっては、真面目に治療に取り組もうとしている患者が、きちんと治療を受けれるような制度になるよう希望する。	4	貴重なご意見として拝聴させていただく と伴に、制度改正への提言として、関係 部局に報告する旨お伝えしました。				
3	歯科矯正については、自費治療のため高額であり、歯並びから 歯の疾患が生じることもあり、予防の観点からも保険を適用してほ しい。	1 4	現行制度では審美及び予防については 保険適用できないことを説明し、厚生労 働行政に関するご意見として本省に報告 させていただく旨お伝えしました。				

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を 検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含 む)、⑤その他、に分類。